

「心の輪を広げる体験作文」と「障がい者週間のポスター」を募集します

問 住民福祉課 社会福祉係 ☎ 62-9144

長野県では、障がい者に対する理解の促進を図るため、障がいのある人とない人との心のふれあい体験をつづった「心の輪を広げる体験作文」と「障がい者週間のポスター」を募集します。

入賞作品については、作品集に掲載されるほか、内閣府の啓発広報等で全国的に活用されます。皆さんの体験や思いを、作文や絵にして応募してみませんか。

【募集期限】 8月25日（水）必着

【応募先・問合せ】 〒380-8570（住所記入不要）長野県健康福祉部障がい者支援課 ☎ 026-235-7103

【県公式HP】 <https://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/kenko/shogai/shogai/goannai/kokoronowa.html>

「心の輪を広げる体験作文」

【募集テーマ】 出会い、ふれあい、心の輪～障がいのある人とない人との心のふれあい体験を広げよう～

【応募資格】 小学生以上

【応募方法】 題名は自由とし、内容は障がいのある人とない人との心のふれあいの体験をつづったもので、未発表のもの1編に限ります。



「障がい者週間のポスター」

【募集テーマ】 障がいの有無にかかわらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現

【応募資格】 小学生、中学生

【応募方法】 内容は障がいのある人に対する理解促進に資するものとし、障がいのある人とない人の相互理解・交流を表現したもので、未発表の作品1点に限ります。

8月1日から福祉医療費受給者証が更新になります

申込 問 住民福祉課 社会福祉係 ☎ 62-9144

◇福祉医療費給付金制度とは

医療費の窓口負担分の一部を町が給付することにより、各家庭の経済的負担を軽減するために設けられている制度です。資格要件にあてはまる方で、福祉医療の申請をされていない方は申請してください。

◇更新手続き

- ・該当される方には、7月下旬に受給者証を郵送しましたので手続きは不要です。
- ・前年度所得の確認が必要な方にはご通知しますので、役場窓口での手続きをお願いします。

◇福祉医療費受給資格要件

乳幼児および児童等	満18歳到達後、最初の3月31日までのお子さん
心身等に障がいのある方	身体障害者手帳の1～3級をお持ちの方
	療育手帳のA1～B1をお持ちの方
	精神障害者保健福祉手帳の1、2級をお持ちの方 ※通院のみ
	特別児童扶養手当1級対象児童
	障害年金1級9、10、11号を受給されている方
65歳以上	身体障害者手帳4級の音声、言語機能および下肢障害の1号、3号、4号の方
	障害年金の1級、2級を受給されている方
母子・父子家庭等	18歳未満または18歳以上20歳未満で高校等在学中の子を養育しているひとり親およびその子、または父母のいない児童

★「現物給付方式」とは

窓口で被保険者証とともに福祉医療費受給者証を提示することにより、受給者証に記載された金額を支払うことで施術を受けられる方式です。

※8月より、満18歳到達後、最初の3月31日までのお子さんの方を対象に、整骨院や接骨院等で施術を受けた際の柔道整復施術療養費に「現物給付方式★」を導入されます。

※「乳幼児および児童等」に該当する方は、受給者証の有効期限が出生・転入の日から満18歳に到達した年度の3月31日までになっていますが、上記の制度の変更により令和3年8月より新たな受給者証を使用してください。

なお、これまでの受給者証は住民福祉課 社会福祉係まで返還していただくか、責任を持つての破棄をお願いします。